①インボイス制度導入に向けた準備

インボイス制度は、2023年（令和5年）10月1日より導入予定です。インボイス発行事業者になろうとする事業者の方は、それまでにさまざまな準備をしておく必要があります。

1.インボイス発行事業者に登録申請する

インボイスを発行することができるのは、税務署から承認を受けた「インボイス発行事業者」のみです。税務署に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出することで、インボイス発行事業者に登録できます。

➡ 登録申請の詳しい内容はⅢ－② インボイス発行事業者の登録申請（P.21）をご覧ください。

2.現在発行している請求書等の様式を変更する

現在発行している請求書等のフォーマットをインボイスの記載事項に合わせて変更する必要があります。

➡ インボイスの記載事項についてはⅣ－①インボイスの記載事項（P.24）をご覧ください。

3.システムの入替・改修

現在使用中の販売管理システムをインボイス対応のものに入れ替える必要があります。市販品であれば、自動対応されるものが多いので確認しましょう。

4.仕入先がインボイス発行事業者かどうかを確認する

インボイス制度が導入されると、インボイス発行事業者からの仕入でなければ仕入税額控除を行うことができません。事前に仕入先がインボイス発行事業者に登録するかどうかを確認しておきましょう（ただし、自社が簡易課税を選択している場合は不要）。

なお、仕入先へ文書で確認する際の参考様式（Word形式）を日本商工会議所にて提供しておりますのでご活用ください。また、巻末（P.55）に様式の見本を掲載しておりますので、あわせてご参考ください。

参考様式

仕入先へ文書で確認する際の様式のイメージ

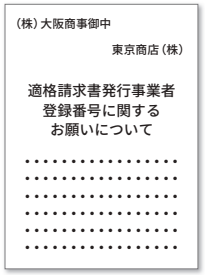
（株）大阪商事御中

東京商店（株）

適格請求書発行事業者
登録番号に関する
お願いについて

②インボイス発行事業者の登録申請

1.登録申請の流れ

インボイス発行事業者になるためには登録申請が必要です。「適格請求書発行事業者の登録申請書」を税務署に提出すると、審査後に登録が承認され、「登録番号通知書」が交付されます。登録を受けた事業者は、国税庁が公開する適格請求書発行事業者公表サイト（P.53参照）に掲載されるので、登録番号を基に登録を受けている事業者を検索できるようになります。

※①登録申請書の提出から④登録の通知までe-Taxの場合は約2週間、書面の場合は約1カ月かかります

交付される登録番号は以下の構成になります。インボイス制度の導入後は、発行する請求書に必ず登録番号を記載しなければなりません。

法人番号を有する課税事業者	T＋法人番号
左記以外の課税事業者（個人事業者、人格のない社団等）	T＋13桁の数字

2.登録申請書の提出方法

①e-Taxによる提出

インターネットを通じて手続を行うことが可能です。特に、パソコン用の「e-Taxソフト(WEB版)」やスマートフォンやタブレット用の「e-Taxソフト(SP版)」は、質問に回答していくことで入力漏れ等の心配がなく、スムーズに手続を行うことができます。

また、申請時に「登録通知書の電子通知」に同意いただければ登録通知をデータで受け取ることができ、紛失等のリスクもありません。

②書面による提出

必要事項を記入した登録申請書を「インボイス登録センター」に郵送します（直接持参は不可）。詳しくは、国税庁HPをご確認ください。

※登録申請のスケジュールについてはP.2をご覧ください

※登録申請の際、参考になるサイトは巻末（P.52）に掲載しています

国税庁HP

③免税事業者から課税事業者になる際の経過措置

インボイスを発行できるのは、インボイスの登録番号が交付された課税事業者のみです。免税事業者がインボイスを発行するためには、まず課税事業者になる必要があります。

● 課税事業者への登録申請

免税事業者が課税事業者になろうとする場合、原則、課税期間が始まる前日までに税務署に対し「課税事業者選択届出書」を提出しなければなりません。そのうえで、インボイス発行事業者への登録を行う必要がありますが、以下のとおり経過措置が設けられています。

● 登録申請に関する経過措置

インボイス制度が導入される予定の2023年（令和5年）10月1日にインボイス発行事業者登録を受けることを希望する場合は、原則として2023年（令和5年）3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

通常、この登録申請は課税事業者に限って行うことができるものですが、免税事業者でも、「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、2023年（令和5年）10月1日から2029年（令和11年）9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合は、「課税事業者選択届出書」の提出が免除されます。経過措置期間中に課税事業者となった場合は、課税期間の途中でも、登録日以降は消費税の申告および納付が必要です。

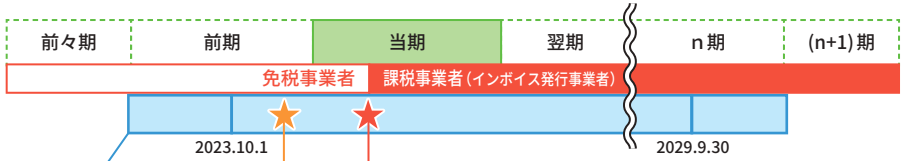

経過措置期間
2023年10月1日から
2029年9月30日までの日の
属する課税期間

＜原則＞
- インボイス発行事業者の登録を受けることができるのは課税事業者に限られる
- 当期から課税事業者になる場合、当期が始まる前日までに「課税事業者選択届出書」の提出が必要
  ※当期において免税事業者である場合、当期中にインボイス発行事業者になることができない

＜経過措置＞
- 経過措置期間中は、免税事業者もインボイス発行事業者の登録申請が可能
- ただし、課税期間の途中であっても、インボイス発行事業者の登録日以降は消費税の申告および納付が必要
- その際、「課税事業者選択届出書」の提出が免除される
  ※簡易課税を選択する場合は、別途「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出が必要（P.14参照）

今すぐ確認！
中小企業・小規模事業者のための
インボイス制度対策

Ⅳ

インボイス導入に向けた具体的な対応

①インボイスの記載事項

インボイスは、必要な事項が記載されていれば様式は自由です。名称も請求書や領収書、レシートなどどんなものでも構いません。手書きであっても、必要な事項が記載されていれば、インボイスに該当します。

インボイスの記載事項

①発行者の氏名または名称
②登録番号
③取引年月日
④取引の内容（軽減税率の対象品目である旨）
⑤税率ごとに区分して合計した対価の額および適用税率
⑥税率ごとに区分した消費税額等
⑦受領者の氏名または名称

従来の区分記載請求書には、①発行者の氏名または名称、③取引年月日、④取引の内容（軽減税率の対象品目である旨）、⑤税率ごとに区分して合計した対価の額（適用税率は含まない）、⑦受領者の氏名または名称が必要でした。**インボイスはこれらに加え、上記赤字の②登録番号、⑤適用税率、⑥税率ごとに区分した消費税額等を記載しなければなりません。**

区分記載請求書とインボイスの違いはP.25のとおりです。

≪区分記載請求書とインボイスの違い≫

区分記載請求書

請求書
⑦ 東京商店（株）御中　① （株）大阪商事
2023年9月分
③ 9月15日　④ 割りばし　550円
9月15日　牛　肉※　5,400円
⋮
合　計　43,600円
⑤（10%対象　22,000円）
（8%対象　21,600円）
④ ※は軽減税率対象

【記載事項】
①発行者の氏名または名称
③取引年月日
④取引の内容
（軽減税率の対象品目である旨）
⑤税率ごとに区分して合計した対価の額
⑦受領者の氏名または名称

インボイス 2023年（令和5年）10月1日～

請求書
東京商店（株）御中　② （株）大阪商事
2023年10月分　登録番号　T1234・・・
10月15日　割りばし　550円
10月15日　牛　肉※　5,400円
⋮
⑤ 合　計　43,600円
（10%対象　22,000円　消費税2,000円）
（8%対象　21,600円　消費税1,600円）
⑥
※は軽減税率対象

【記載事項】
区分記載請求書に下記を追加
②登録番号
⑤税率ごとに区分して合計した対価の額および適用税率
⑥税率ごとに区分した消費税額等

区分記載請求書では、発行者の名称や電話番号を記載するなどして、請求書を発行した事業者を特定できる場合は、屋号や省略した名称の記載でも問題ないとされていますが、インボイス制度導入後も同様です。

● 適格簡易請求書（簡易インボイス）

不特定多数の者に対して販売等を行う小売業や飲食店業などでは、インボイスに代えて適格簡易請求書（以下、簡易インボイス）を発行することができます。具体的には次の事業者が該当します。

①小売業　②飲食店業　③写真業　④旅行業　⑤タクシー業　⑥不特定多数に対する駐車場業
⑦その他これらの事業に準ずる不特定多数の者に資産の譲渡等を行う事業

簡易インボイスは、通常のインボイスと違い「受領者の氏名または名称」の記載は不要で、「税率ごとに区分した消費税額等」または「適用税率」のいずれか一方の記載でよいことになっています。

簡易インボイスの記載事項

①発行者の氏名または名称
②登録番号
③取引年月日
④取引の内容（軽減税率の対象品目である旨）
⑤税率ごとに区分して合計した対価の額
⑥税率ごとに区分した消費税額等
　または適用税率

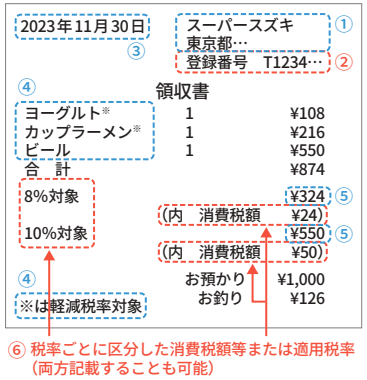

● インボイス発行義務の免除

3万円未満の公共交通機関での旅客運送、自動販売機での販売などはインボイスの発行義務が免除されます。具体的には以下の取引です。

①1回の取引が税込金額3万円未満の公共交通機関（船舶やバス、鉄道）による旅客の運送
②卸売市場で行う生鮮食料品等の譲渡
③農業協同組合等に委託して行う農林水産物の譲渡
④税込金額3万円未満の自動販売機による販売
⑤郵便切手を対価とする郵便サービス

これらのうち①、④、⑤に関する経費は、インボイスがなくとも帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能です。②、③に関する経費は、卸売市場や農業協同組合等が交付する書類の保存が仕入税額控除の要件となります。

● 返還インボイス

インボイス発行事業者は、課税事業者に返品や値引き等の売上に係る返金等を行う場合、適格返還請求書（以下、返還インボイス）を発行する義務があります。返還インボイスの記載事項は、次のとおりです。

返還インボイスの記載事項

①発行者の氏名または名称
②登録番号
③返金等を行う年月日
④返金等の基になった取引を行った年月日
⑤返金等の基になる取引の内容（軽減税率の対象品目である旨）
⑥返金等の税抜金額または税込金額を税率ごとに区分して合計した対価の額
⑦返金等の金額に係る消費税額等または適用税率

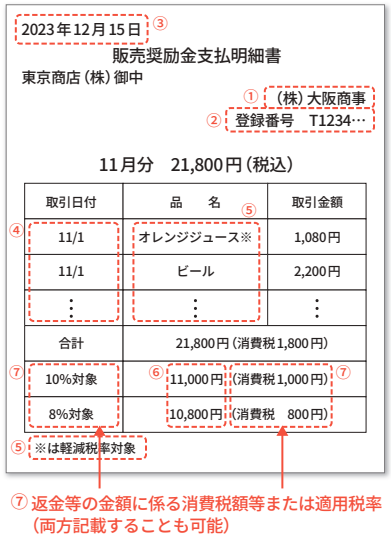

返還インボイスは、原則として売手が買手に発行します。ただし、買手が返還インボイスの必要事項を記載した「仕入明細書」を作成し、売手の確認を受けた場合、返還インボイスは不要です。

● 修正インボイス

発行済みのインボイスの記載に間違いがあった場合、インボイス発行事業者は修正したインボイス（以下、修正インボイス）を発行する義務があります。買手が自分で追記や修正を行うことはできません。

修正インボイスで間違いを修正する場合、①修正のうえ、改めて必要事項のすべてを記載したインボイスを発行する、もしくは②当初発行したインボイスとの関連性を明らかにして、修正点を明示した書類を発行する方法があります。①の場合、発行を受けた買手は修正インボイスのみ保存しますが、②の場合、買手は当初のインボイスと修正インボイスをあわせて保存する必要があります。

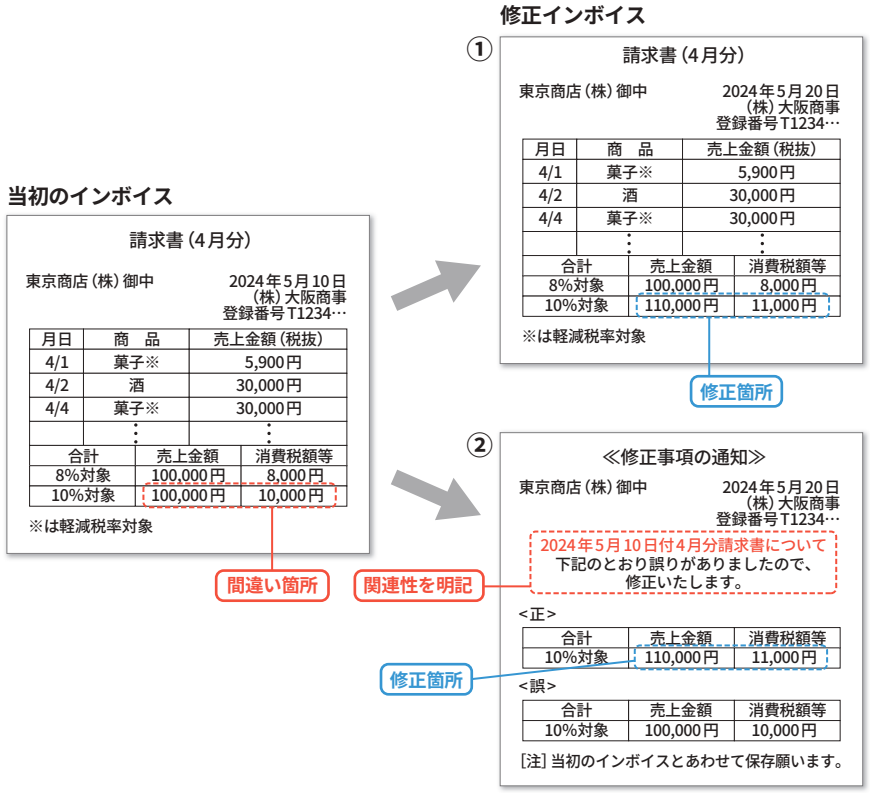

②インボイス発行事業者の義務

● インボイス発行事業者の義務等（売手側の留意点）

インボイス発行事業者には、インボイスの発行義務が免除される場合（P.26参照）を除き、原則として以下の義務が課されます。

(1)インボイスの発行義務

買手（課税事業者）の求めに応じて、インボイス（または簡易インボイス）を発行する義務

(2)返還インボイスの発行義務

返品や値引きを行った場合に、返還インボイスを発行する義務

(3)修正インボイスの発行義務

発行したインボイス（または簡易インボイス、返還インボイス）に間違いがあった場合に、修正インボイスを発行する義務

(4)写しの保存義務

発行したインボイス（または簡易インボイス、返還インボイス）の写しを、原則として7年間（会社法、法人税法上は最長10年間）保存する義務

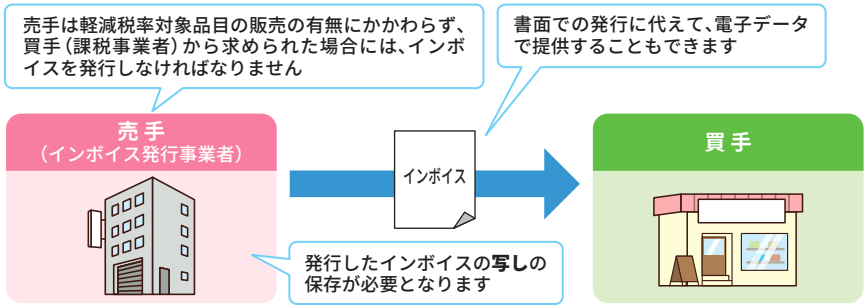

● 禁止事項

インボイスの発行にあたっては、以下の行為が禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。

①インボイス発行事業者の登録を受けていない事業者が、インボイスと誤認される恐れのある書類を発行すること

②インボイス発行事業者が、偽りの記載をしたインボイスを発行すること

● 複数の書類による対応

インボイスとは、一定の事項が記載された請求書、納品書等これらに類するものをいいますが、１つの書類のみですべての記載事項を満たす必要はありません。

例えば、請求書と納品書との関係など、相互の関連が明確な複数の書類全体で記載事項を満たしていれば、これら複数の書類を合わせて１つのインボイスとすることが可能です。

請求書と納品書で記載事項を満たす場合

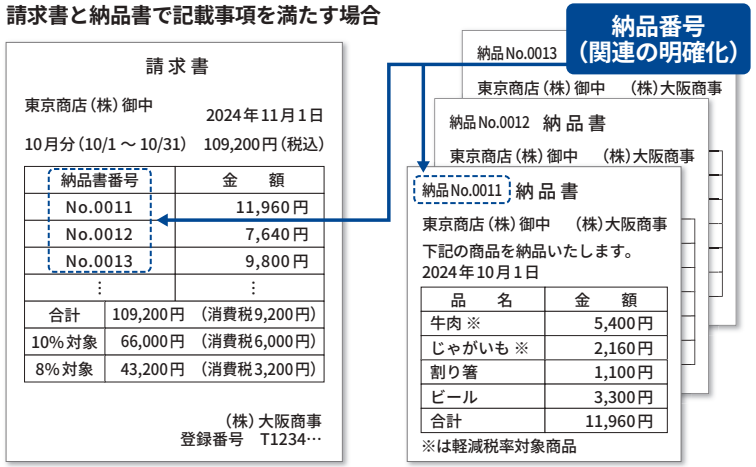

上記の例では、請求書に取引の内容が記載されていないため、インボイスの記載事項を満たすことができませんが、番号などで紐づけた納品書と組み合わせることで記載事項を満たし、1つのインボイスとして認められます。

● 電子インボイス

インボイスは電子データで提供することができます（以下、電子インボイス）。記載事項は、書面の場合と同じです。電子インボイスを導入するメリットは、以下が考えられます。

①経理や受発注、請求書の発行業務が電子化され、バックオフィス業務のデジタル化による生産性向上が実現する
②電子署名の導入などにより、改ざんリスクが低減する
③電子インボイスの標準仕様は、国際規格「Peppol（ペポル）」に準拠して策定されるため、国内用の電子インボイスをそのまま海外企業との取引でも使える

● インボイス受領者が仕入税額控除をするための要件（買手側の留意点）

インボイス制度の下では、請求書等の発行を受けることが困難な場合を除き、帳簿および請求書等の保存が仕入税額控除をするための要件となります。

新しく取引を始める仕入先等については、記載された登録番号が有効であるかどうか、国税庁の「適格請求書発行事業者公表サイト」（P.53参照）で確認しましょう。

また、複数の書類全体で記載事項を満たし、１つのインボイスとする場合は、複数書類で要件の確認が必要です。

さらに、内容が間違っている場合は、受領者が自分で追記や修正を行うことはできないので、修正インボイスの発行を仕入先に依頼しなければなりません。

(1)帳簿の記載事項

保存が必要な帳簿の記載事項は、以下のとおりです（従来と同様）。

①課税仕入の相手方の氏名または名称
②取引年月日
③取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
④対価の額

総勘定元帳（仕入）　③※は軽減税率対象

日付		摘要		税区分	借方（円）
② 11	30	① 田中食品㈱	③ 食料品※	8%	86,400
11	30	佐藤商事㈱	文房具	10%	④ 44,000

(2)請求書等の範囲

保存が必要となる請求書等は、以下のとおりです。

①インボイスまたは簡易インボイス
②買手が作成する仕入明細書等
（インボイスに必要な事項が記載されており、相手方の確認を受けたもの）
③卸売市場で行う生鮮食料品等の譲渡、および農業協同組合等に委託して行う農林水産物の譲渡について、受託者から発行される一定の書類
④課税貨物の輸入の許可があったことを証明する書類
⑤上記①～④の書類に係る電子データ

● 保存期間と保存場所

仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等や、発行したインボイスの写しは、7年間保存する必要があります（会社法、法人税法上は最長10年間）。納税地またはその取引に係る事務所、事業所、その他これに準ずるものの所在地に保存しなければなりません。

インボイスの写しとは、発行した書類そのもののコピーに限らず、その記載事項が確認できる程度のレジのジャーナル、一覧表、明細表などであっても差し支えありません。

自社のシステム等で作成したインボイスを書面で発行した場合に、システムに保存されている電子データをインボイスの写しとすることができます。

また、電子インボイスを提供した場合、提供した電子データのままの保存も可能です。これらは簡易インボイス、返還インボイスについても同様です。

● 簡易課税を選択している場合

簡易課税を選択している場合、仕入に係るインボイス等を保存する必要はありません。ただし、所得税法や法人税法上は保存が必要です。

③売手が振込手数料を負担する場合の対応

● 振込手数料の売手負担とは

商品の販売代金を決済する際の振込手数料は、民法上は契約で売手負担と定めた場合を除き、原則、買手（振込者）が負担することとされており、本来、売手の了解を得ずに一方的に振込手数料を差し引いて支払うことは、下請法上問題となります。しかし、事前に売手が負担する旨の合意があり、買手が実費の範囲内で振込手数料を差し引いて支払う場合はこの限りではありません。

このような場合、現行制度では、売手は帳簿さえつけていれば振込手数料に係る消費税を仕入税額控除することができますが、インボイス制度導入後は、以下のケースのように、A銀行は買手にインボイスを交付するため、売手はインボイスを受領することができず、このままだと売手は仕入税額控除することができません。したがって、どうすれば仕入税額控除ができるか、対応策を検討する必要があります。

≪売手負担の振込手数料に係る取引のイメージ≫

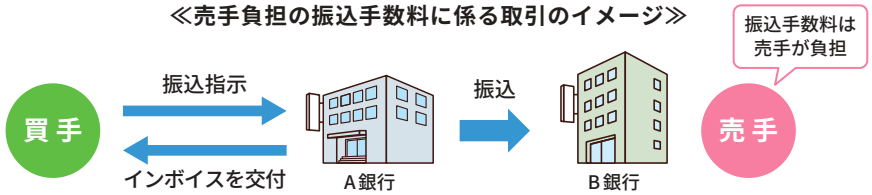

● 売手負担の振込手数料に係る消費税を控除する方法

上記のように売手が振込手数料を負担する場合でも、以下の①～③の対応により、今後も税額の控除を行うことができます。

	①売上の値引き	②買手に対する手数料	③立替払
方法	・売手が買手に対し返還インボイス（P.27 参照）を交付する	・売手が買手に対し仕入明細書を交付する	・売手が買手から金融機関のインボイスと立替金精算書を受領する
特徴	・返還インボイスを交付・保存する必要がある ・売上が減少する（簡易課税を選択している場合は納税額が減る）	・買手がインボイス発行事業者であり、かつ、その仕入明細書につき買手の確認を受ける必要がある ・決算上の売上額に影響を与えない	・買手が金融機関から受領した振込手数料に係るインボイスと立替金精算書を買手から受領し、保存する必要がある ・決算上の売上額に影響を与えない

②、③は買手に書類発行や確認等の事務負担が発生します。また、簡易課税を選択している場合、①の方が納税額が少なくなり、有利です。

● 返還インボイスの記載例

P.33の①の方法で対応する場合の返還インボイスは、月単位など一定期間の取引をまとめて交付することも可能です。

≪月単位で返還インボイスを交付する場合の記載例≫

請求書（値引分）　2023年12月10日

東京商店（株）御中

既請求金額について、下記のとおり値引きいたします。
値引額　11,000円

品　名	単価	数量	金額
値引き（振込手数料相当額（消費税10%））	▲550	20	▲11,000
値引額合計			▲11,000

備考
請求書No.001～020（2023年11月日～11月30日請求分）に係る振込手数料相当額

（株）大阪商事
登録番号　T1234…

また、手間を最低限にする方法として、メールで送付することも可能です。

≪メールで交付する場合の記載例≫

11月15日付の請求に関して12月15日に49,450円のお振込みを確認いたしました。
なお、請求書記載の50,000円との差額550円（消費税10%）については、振込手数料相当額として請求書記載金額からの値引きとします。

（株）大阪商事
登録番号　T1234…

● インボイス制度導入を機に、振込手数料の取り扱いの確認を

振込手数料の取り扱いについては、事前に売手・買手の間でコミュニケーションをとり、認識を擦り合わせておくことがなにより重要です。**現在、慣習として売手が振込手数料を負担している場合は、インボイス制度導入を機に、買手に対し振込手数料を負担してもらうよう交渉してみることをおすすめします。**

④電子帳簿保存法への対応

電子帳簿保存法とは、所得税法・法人税法において保存が義務付けられている帳簿書類について、一定の要件を満たしたうえで、**電子データによる保存を可能とする**ことと、**電子データで送付・受領した請求書等の電子保存を義務付ける**ことを定めた法律です。法改正により2022年１月から以下のとおり改正されました。

電子帳簿等保存	→	保存要件が緩和され取り組みやすくなりました。また、事前承認も不要となりました。
スキャナ保存	→	
電子取引のデータ保存	→	すべての事業者が義務化の対象となります。

● 電子帳簿等保存

帳簿書類について、最低限の要件を満たせば、紙出力が不要となります。また、厳格な要件を満たせば、過少申告加算税の軽減措置等を受けることができます（優良な電子帳簿）。

対象となる帳簿書類
- 自社がパソコン等で作成した
  - ✓ 帳簿（仕訳帳、総勘定元帳、経費帳、売上帳、仕入帳等）
  - ✓ 決算関係書類（損益計算書、貸借対照表等）
  - ✓ 取引相手に交付する書類の写し（見積書、請求書、納品書、領収書等の控え）

● スキャナ保存

取引相手から受け取った書類等について、一定の期間内にスキャナ等で読み取り、タイムスタンプを付すなど一定の要件を満たせば、電子データの形式で保存することができます。

対象となる書類
- 取引相手から受け取った書類
- 自社が作成して取引相手に交付する書類の写し
  （契約書、見積書、注文書、納品書、検収書、請求書、領収書等）

→ 上記により、一連の経理業務をデジタル化することができます。

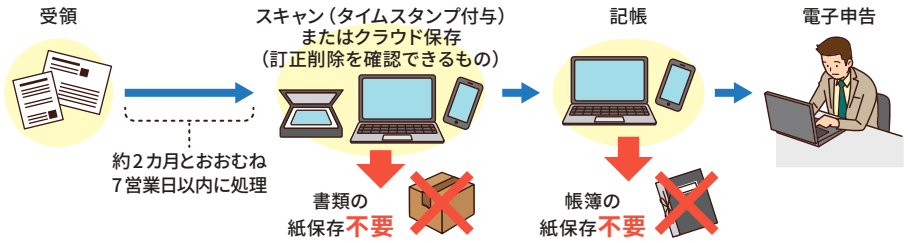

● 電子取引のデータ保存（すべての事業者が義務化対象に）

2024年1月1日から、電子メールの添付ファイル等で送付･受領した請求書等は、保存要件に従った電子データの保存が必要になります。（2023年12月末までは従前どおりプリントアウトした紙での保存が可能です。事前申請等は不要です）

保存すべきデータ

● **電子データにより送付･受領した請求書、領収書、契約書、見積書等**

（ただし、内容が同一である書面も受領しており、書面を正本として取り扱うことを自社内等で取り決めている場合は、書面の保存のみで可）

✓ 電子メールの本文や添付ファイルで送付･受領した請求書等

✓ ショッピングサイトで購入した領収書

（PDFファイルのダウンロードやスクリーンショットによる保存も可）

保存方法

● **改ざん防止のための措置を取る**

✓ タイムスタンプが付与されたデータを受領する、または自社がタイムスタンプを付与する

✓ 訂正や削除の履歴が残るシステムを利用する

✓ **改ざん防止のための事務処理規程を定めて守る**

→事務処理規程のサンプルが国税庁から公表されています。詳しくは国税庁のHPをご確認ください。

国税庁HP

事務処理規程のイメージ

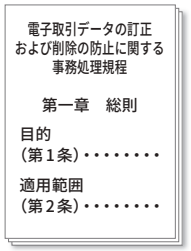

● **「日付･金額･取引先」で検索できるようにする**

システムを導入していなくても、以下のような方法で検索機能を確保できます。

①表計算ソフト等で索引簿を作成し、当該ソフトの検索機能により検索（イメージ）

連番	日付	金額（円）	取引先	備考
1	20240131	110,000	㈱高橋商店	請求書
2	20240210	330,000	山田工務店㈱	注文書
3	20240228	330,000	山田工務店㈱	領収書
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
49	20241217	220,000	㈱高橋商店	請求書
50	20241227	55,000	山田工務店㈱	領収書

②データのファイル名に規則性をもって「日付･金額･取引先」を入力したうえで、事業年度別･取引先別など特定のフォルダに集約し、フォルダの検索機能により検索（イメージ）

ただし2期前の売上が1,000万円以下であって、税務調査の際にデータを提示できる場合には、検索機能の確保は不要です。

● 経理業務のデジタル化に向けて

電子インボイスに対応した受発注システムや、電子帳簿保存法に対応したクラウド会計ソフト等を使えば、インボイスに係る手間や、電子取引のデータ保存に係る手間を省くことができます。これを機に、ぜひ経理業務のデジタル化に取り組みましょう。

なお、中小企業のバックオフィス業務のデジタル化を促進するため、政府は、中小企業におけるＩＴツールの導入に対し最大350万円の「ＩＴ導入補助金」を用意しています。会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト等の購入費やクラウド利用料（最大2年分）のほか、PC、タブレット、スキャナー、レジ･発券機等のハードウェアの購入にも利用できますので、ぜひご検討ください。

詳しくは同補助金のHPをご確認ください。

IT補助金HP

問い合わせ先

サービス等生産性向上ＩＴ導入支援事業コールセンター

ナビダイヤル **0570-666-424**
（通話料がかかります）

ＩＰ電話等からのお問い合わせ先
TEL. 042-303-9749
【受付時間】9:30から17:30（土日祝除く）

⑤端数処理のルール

消費税額等を計算する際、1円未満の端数は、「切上げ」、「切捨て」、「四捨五入」などいずれの方法で行ってもよいことになっています。これについて区分記載請求書では、消費税額等の記載が必須でないため、端数処理のルールは定められていませんでしたが、インボイスでは消費税額等を記載しなければならないため、**1つのインボイスにつき、税率ごとに1回の端数処理を行う**こととされました。

具体的に見ていきましょう。左側Ⓐは、まず消費税率ごとに売上総額を出し、それに対する消費税額を計算しています。税率ごとに端数処理は1回だけ行うことになります。

一方、右側Ⓑは商品ごとに消費税額を算出し、その都度、端数処理を行っていますが、インボイス制度導入後、こうした計算方法は認められなくなります。

現在、明細行ごとに端数処理等を行っている場合は、請求書等に係るシステムの改修が必要となりますのでご注意ください。

Ⓐ 1つのインボイスにつき、税率ごとに1回の端数処理を行う場合 ○

請求書

東京商店（株）御中　2024年11月1日

10月分（10/1～10/31）100,000円（税込）

日付	品名	金額
10/1	小麦粉 ※	5,000円
10/1	牛肉 ※	8,000円
10/2	キッチンペーパー	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	100,000円（消費税8,416円）	
10%対象	60,000円（消費税5,454円）	
8%対象	40,000円（消費税2,962円）	

※印は軽減税率対象商品

（株）大阪商事
登録番号T1234…

消費税等の端数処理は、インボイス単位で、税率ごとに1回行います。

10%対象：60,000円×10/110≒5,454円

8%対象：40,000円× 8/108≒2,962円

Ⓑ 個々の商品ごとに端数処理している場合 ×

請求書

東京商店（株）御中　2024年11月1日

10月分（10/1～10/31）100,000円（税込）

日付	品名	金額
10/1	小麦粉 ※	5,000円
10/1	牛肉 ※	8,000円
10/2	キッチンペーパー	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	100,000円（消費税8,380円）	
10%対象	60,000円（消費税5,439円）	
8%対象	40,000円（消費税2,941円）	

※印は軽減税率対象商品

（株）大阪商事
登録番号T1234…

商品ごとに消費税額等を計算し、1円未満の端数処理を行い、その合計額を消費税額等とすることはできません。

10%対象：2,000円×10/110≒　181円
・　・≒　・・円
・　・≒　・・円
合計　5,439円

8%対象：5,000円× 8/108≒　370円
8,000円× 8/108≒　592円
・　・≒　・・円
合計　2,941円

今すぐ確認！
中小企業・小規模事業者のための
インボイス制度対策

V

消費税の納付